

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県久喜市久喜中央一丁目10番11号

氏 名 株式会社関商店

代表取締役 吉田潤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 3年10月 4日

許可の有効期限 令和 8年10月 3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（減容固化（燃料化））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（減容固化（燃料化））

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず（以上4種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（減容固化（燃料化））の設置場所

群馬県館林市成島町字水溜1254番7及び1254番8

イ 中間処理施設（減容固化（燃料化））の設置年月日

平成26年 6月19日

中間処理施設（減容固化（燃料化））の許可年月日及び許可番号

平成26年 6月 2日 群馬県第374-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 減容固化（燃料化）

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず [47.52t / 12h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市成島町字水溜1254番7及び1254番8

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 151 m² 保管容量 224.25 m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

| | | | |
|-------|-------|----|------|
| 平成 | 3年10月 | 4日 | 新規許可 |
| 平成 | 8年10月 | 4日 | 更新許可 |
| 平成13年 | 10月 | 4日 | 更新許可 |
| 平成18年 | 10月 | 4日 | 更新許可 |
| 平成23年 | 10月 | 4日 | 更新許可 |
| 平成28年 | 10月 | 4日 | 更新許可 |
| 令和 | 3年10月 | 4日 | 更新許可 |

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無